



風薫る

「いずれがあやめか、かきつばた」。こんな恵まれた季節の花宴を愛でることのできるのは幸せだ。百の花を味わえば、千のことわざが脳裏を走るといわれるくらい、豊富な言葉を先人から受け継いでいる。一つの情景を幾つか現象ごとに言葉で表現し、豊かな感性のなかに生きる私たちの文化が、平和と共に世界に伝わっていることを知り、この「素晴らしい国」を大切に守っていかなければならないと思う。(なら・石光寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 従業員が家族を被扶養者にする手続き
- 社会保険に関する各種届出について電子申請をご利用いただけます
- 健康保険・厚生年金保険 保険料は納付期限までに納めましょう！
- 協会けんぽからのお知らせ ・メタボリックシンドロームを予防するために、特定保健指導をご利用ください
・堺西年金事務所内協会けんぽ出張窓口の終了について ・被扶養者資格(認定状況)の再確認のお知らせ
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

従業員が家族を被扶養者にする手続き

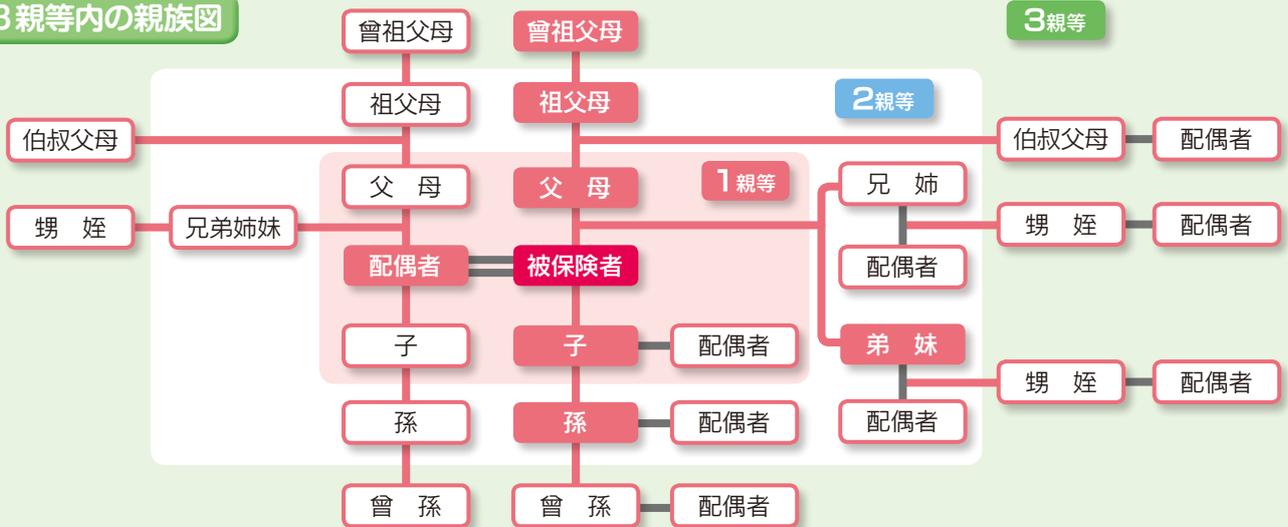
新たに健康保険（協会けんぽ）の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や、被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「健康保険 被扶養者（異動）届」を提出してください。



被扶養者の範囲

- 被保険者と同居・別居いずれでもよい方
 - 配偶者（内縁関係でも可）
 - 子、孫および弟妹
 - 父母、祖父母などの直系尊属
- 被保険者と同居していることが必要な方
 - 上記1以外の3親等内の親族（兄弟、伯叔父母、甥姪とその配偶者など）
 - 内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

3親等内の親族図



■ の人は生計維持の関係が条件です □ の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

被扶養者の認定

以下1～3の項目すべてに当てはまるとき、被扶養者に該当します。

- 主として被保険者の収入により生計を維持していること
- 被扶養者が60歳未満の場合……年間収入^(※1)が130万円未満
被扶養者が60歳以上または障害者の場合…年間収入^(※1)が180万円未満
- 同居の場合…収入が被保険者の年間収入の半分未満
別居の場合…収入が被保険者からの仕送り額よりも少ない

(※1) 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。
給与所得等の収入がある場合は月額108,333円以下、雇用保険・傷病手当金等の給付を受けられる場合は日額3,611円以下であることが条件となります。
また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金なども含まれますのでご注意ください。

手続き

事実が発生した日から5日以内に、被保険者が事業主を経由して「健康保険 被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。

「健康保険 被扶養者（異動）届」の3枚目は、複写で被扶養配偶者の「国民年金第3号被保険者該当届」となっています。被保険者の配偶者の方が20歳以上60歳未満であり、厚生年金保険等の被保険者でない場合は、原則、国民年金の第3号被保険者となりますので、こちらの届書についても提出が必要となります。提出される際は、基礎年金番号の記入漏れがないよう、ご注意ください。

添付書類

1. 収入確認のための書類

①所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方の場合、事業主の証明をもって収入確認の添付書類を省略できます。

ただし被扶養者となった日が事務センターまたは年金事務所への提出日より60日以上遡及する場合は扶養の事実を確認できる書類の提出が必要です。

②所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっていない方で

ア：退職したことにより収入要件を満たす場合

「退職証明書」または「雇用保険被保険者離職票の写し」

イ：雇用保険の失業給付を受けている、または失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合

「雇用保険受給資格者証の写し」

ウ：年金受給中の場合

現在の年金受取額がわかる「年金額の改定通知書または振込通知書などの写し」

エ：自営業や農業による収入、不動産収入等がある場合

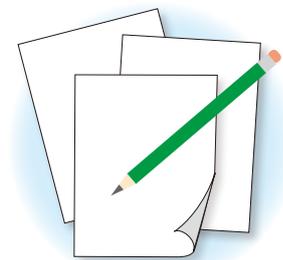
直近の「確定申告書の写し」

オ：上記イ～エに加えて他に収入がある場合

上記「イ～エに応じた書類」および「課税（非課税）証明書」

カ：上記ア～オ以外

「課税（非課税）証明書」



※①および②に共通する事項

障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、受取金額のわかる通知書等の写しが別途必要です。

2. 続柄確認のための書類…被保険者と別姓の方が対象となります。

「被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）」など

3. 同居確認のための書類…被扶養者として認定されるために同居が条件である方が対象となります。

「被保険者世帯全員の住所票の写し（コピー不可）」

※住民票により同居の証明をすることができない場合には民生委員等による同居の証明など

4. 内縁関係を確認するための書類

「内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本」

「被保険者世帯全員の住民票の写し（コピー不可）」など

◎添付書類として「住民票の写し」を提出していただく場合は個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご用意ください。

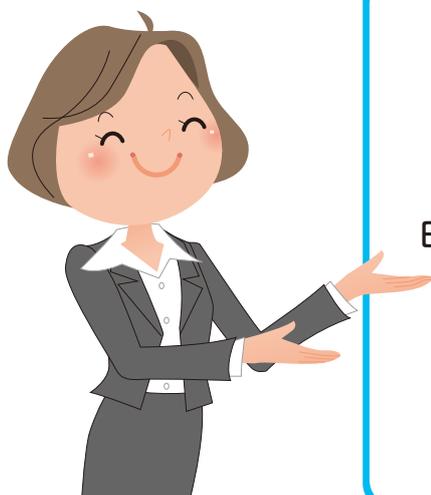
ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

社会保険に関する各種届出について 電子申請をご利用いただけます



電子申請とは

これまで、年金事務所の窓口において書面で行っていた申請・届出の手続きを、会社や自宅のパソコンからインターネットを利用して行えるサービスです。(24時間365日申請・届出が可能です)
日本年金機構に係る電子申請の手続きは、電子政府の総合窓口 (e-Gov) からご利用いただけます。
くわしくは日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。



電子政府の総合窓口 (e-Gov) ホームページ

<http://www.e-gov.go.jp>

電子申請に関するご不明な点につきましては、
日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)へ

電話 0570-058-555

(平日 9:00~19:00、第2土曜日 9:00~17:00)

※050から始まる電話でおかけになる場合は
「03-6700-1144」にお電話ください。

健康保険・厚生年金保険

保険料は納付期限までに納めましょう!

毎月納めていただいている健康保険・厚生年金保険料は、医療費や年金給付のための大切な財源となっています。

事業主の皆さまには制度の趣旨を十分にご理解いただき、必ず納付期限までに納めていただきますようお願いいたします。

健康保険料・厚生年金保険料の納付には、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

また、パソコン・携帯電話を利用したインターネットバンキング等の電子納付が可能となっています。

インターネット
バンキング



ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

無料

メタボリックシンドロームを予防するために、
特定保健指導をご利用ください

特定保健指導とは？

- ・メタボリックシンドローム予防を目的とした、専門職（保健師・管理栄養士）による健康相談です。
- ・約6カ月間にわたり、面談、電話や手紙などの方法で、専門職がマンツーマンでサポートします。

特定保健指導（積極的支援）を受けた男性**3割**、女性**4割**の方が、**メタボを脱出**しています。

*特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ中間とりまとめ（平成26年4月）

特定保健指導を利用された皆さまの声

41歳
女性

- 1 1日3食を心がける
- 2 通勤をウォーキングに変える
- 3 食事の量を調整し体重を落としたい



体重 76.5kg → **67.0kg**

49歳
男性

- 1 夕食のごはんを半分にする
- 2 夕食のおかずを3/4にする
- 3 週1回、筋トレ後に20分歩くようにする



体重 70.7kg → **62.3kg**

*特定保健指導をご希望される場合は、協会けんぽ大阪支部保健グループまでお問い合わせください。

堺西年金事務所内
協会けんぽ出張窓口の終了について

終了日 ▶ **平成28年5月31日(火)**

協会けんぽ大阪支部は設立時より、お客さまサービスの円滑な移行を目的として年金事務所内に臨時に出張窓口を設けてまいりました。

この度、窓口への来所者数が減少傾向にある一方、郵送による書類のご提出・電話でのご相談が増加していることを踏まえ、窓口の利用状況・維持費などから窓口体制の見直しを行いました結果、**堺西年金事務所内の出張窓口を終了**させていただくこととなりました。

平成28年6月以降は電話でのご相談、郵送による申請をご利用いただきますようお願いいたします。

各種申請書の提出はすべて郵送で行うことができます

◆協会けんぽで受付する書類はすべて郵送でのご提出が可能です。大阪支部窓口には専用駐車場はなく、窓口も時間によっては大変混み合いますので、**便利でスムーズな郵送による手続きのご協力をお願いいたします。**

◆各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。また、お電話による申請書の送付依頼も受付しております。



全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格(認定状況)の再確認のお知らせ

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、平成27年5月から7月にかけて被扶養者資格を再確認させていただきました。

事業主および加入者の皆さまには「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

平成27年度
実績

削除人数：約73,000人(全国) 約7,000人(大阪)

高齢者医療制度への支援金の負担軽減額(効果額)：約31.5億円(全国)

ご多用中大変恐れ入りますが、今年度も被扶養者資格の再確認を行いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

実施スケジュール

送付期間：平成28年6月中旬から7月上旬
提出期限：平成28年8月1日(順次送付)

再確認の対象となる方

平成28年4月1日において18歳以上の被扶養者
(平成28年4月1日以降に扶養認定された方を除く)

提出方法

リストにて被扶養者資格の再確認後、リストに事業主印を押印し「協会提出用」を提出(同封の返信用封筒にて協会けんぽへ提出してください)

※返信用封筒は被扶養者資格の再確認用ですので、その他の書類は同封しないようお願いいたします。

A. 削除となる被扶養者がいない場合

被扶養者状況リスト
「協会提出用」

「被扶養者状況リスト」のみ提出

B. 削除となる被扶養者がいる場合

被扶養者状況リスト
「協会提出用」

被扶養者調書
兼異動届
「正・副」

保険証

同封の異動届「正・副」に、削除となる被扶養者の氏名等を記入し、
削除となる被扶養者の保険証等を添付のうえ同封

被扶養者データの提供について

平成27年度からインターネットを利用した被扶養者データの提供サービスは、一時休止しております。サービス休止の長期化により加入者・事業主の皆さまにはご不便をおかけして誠に申し訳ございません。

このことから、これまで情報提供サービス(ダウンロードサービス)をご利用いただいていた事業所さまへも被扶養者状況リスト(紙媒体)を送付することとしております。

被扶養者データの提供を希望される事業主さまは、お手数をおかけしますが、協会けんぽ大阪支部まで、その旨のご連絡をお願いいたします。

後日、事業主さまあて、被扶養者データを磁気媒体(CD-R)に格納して、送付させていただきます。



協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者(異動)届」については直接年金事務所への提出となります。すみやかな届出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索

「ねんきんネット」のご利用登録を!

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

●アクセスキーとは…

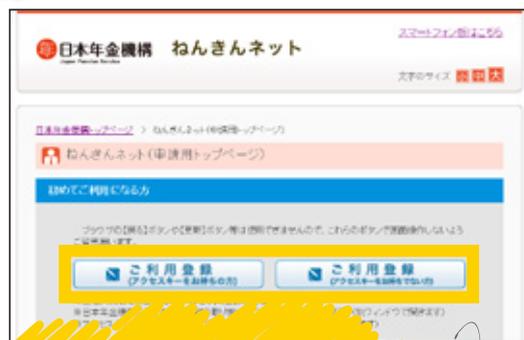
お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

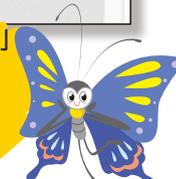
アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。
なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144